総務委員会資料 平成30年2月26日 総務部人事課

「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の概要

1. 目的

公益的法人等(以下、法人等)に職員を派遣することにより、法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等、区の諸施策の推進を図り、公共の福祉の増進を図ること目的とする。

2. 根拠法令

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下、法)

3. 対象法人

法人等(※)のうち、その業務が地方公共団体の事務事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要として、条例で定めるもの。

(法第2条)

(※) ①一般社団法人または一般財団法人、②一般地方独立行政法人、③特別の法律により設立された法人(営利を目的とするものを除く)、④地方六団体)

4. 条例で規定する派遣法人および職員の勤務条件等

項目	内容
派遣法人	公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック大会
(条例第2条第1項)	組織委員会
対象職員	一般職に属する職員
(条例第2条第2項)	
派遣手続	任命権者と派遣先団体との間で勤務条件・業務内容等に
(条例第2条第3項)	ついて取り決め(協定書)を締結
給 与 (条例第4条)	原則、派遣期間中は給与を支給しないが、地方公共団体 の事業等に関連する業務である場合は、支給することが できる。(条例第4条)
職員の身分 (条例第5条)	併任 ※期間満了等により、復帰した場合は、派遣先団体において 従事していた業務を公務とみなす。
派遣期間 (法第3条)	3年以内(5年まで延長可能)

5. 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(職員派遣に必要な手続きは、施行日の日前においても行うことができる。)